

会 員 規 約

第1条 当オーナーズ会(以下、当会)は、競走馬の共同所有を通じて会員の親睦を深めることを目的とする。

第2条 各共有馬の持分口数は、日本中央競馬会(以下、JRA)所属馬を10口、地方競馬全国協会(以下、NAR)所属馬を20口とする。

第3条 当会共有馬の所有権は、当該共有馬の共有持分権を購入した各会員に共有的に帰属するものとする。

第4条 当会共有馬の代表馬主は以下の通りとする。

- (1) 三嶋健一郎
- (2) 今村明浩
- (3) 募集馬が提供馬の場合、提供牧場または提供者

第5条 当会共有者らは共有代表馬主に対し下記の権限を与える。

- (1) 預託厩舎と育成場の決定
- (2) 競走馬登録
- (3) 入厩と退厩の可否の決定
- (4) 去勢の可否の決定
- (5) JRA・NAR主催者等から賞金その他名目を問わず馬主に対して交付される金員および賞品等を受領、保管し、並びにこれらの金員を共有者らに対しその共有持分に応じて配分すること
- (6) 共有代表馬主が受領した金製品を処分し、この代金を共有者らに対しその共有持分に応じて配分すること
- (7) 2歳1月1日以降の本馬の飼養に係る費用を共有者らに対し共有持分に応じて請求し、これを受領、保管すること並びにこれらを費用の支払いにあてること
- (8) 調教、出走、騎手、怪我または疾病時の治療について、預託先調教師や関係者と協議のうえ決定すること
- (9) 競走馬としての登録を抹消する時期を決定すること
- (10) 登録抹消後の処分方法と処分する際の価格の決定、並びに処分対価を受領し、これを共有者らに対しその共有持分に応じて配分すること
- (11) 共有馬に保険事故が発生した場合、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続をすること
- (12) やむを得ない事由により共有代表馬主を変更するにあたり、新共有代表馬主を選任すること
- (13) その他、上記に関連する事項

第6条 共有代表馬主は、事務全般の取扱を株式会社ヒポファイル・ブラッドストック(以下、事務局)に委託する。

第7条 当会共有者は、月次事務費として1口あたり月額1,000円(消費税別)を事務局に支払う。

第8条 共有代表馬主は、本馬の飼養等に係る費用一切に関し、その明細書を添付し、その共有持分に応じた負担額を共有者らに対し郵送によって通知する。費用には、厩舎預託料のほか、育成費、輸送費、治療費、各種登録料(G1レース等の追加登録料を含む)など、飼育管理に関わる一切の費用が含まれる。

2 当会共有者らは前項記載の郵便による通知を受けた時は、その通知を受けた日から原則として 1ヶ月以内にその負担額全額を口座振替にて支払うこととし、口座振替の登録や手続き等が間に合わない場合は共有代表馬主の指定する口座に振込送金にて納入する。なお、振替手数料及び振込手数料は各共有者の負担とする。

第9条 当会共有者に対する賞金の配当は、共有馬が獲得した賞金(出走奨励金、付加賞金等を含む。以下同じ)から、進上金、源泉税、運営手数料(馬主賞金合計から JRA は特別出走手当、NAR はそれに準ずるものを差し引いた額の 2%)を控除した金額を共有持分に応じ、出走月の翌々月の15日(金融機関休業日の場合はその翌日)に共有者へ配分するものとする。

2 特別出走手当・事故見舞金・競走馬登録抹消給付金・診療費補助金・装蹄費補助金等、賞金以外の配当金は、共有持分に応じて共有者へ配分されるものとする。その配当事務手続は、共有代表馬主の判断により適宜行うものとする。

3 NAR の馬主会等から支給される奨励金に類する金員は一旦事務局で預かり、返還義務期間満了後に共有者へ配分するものとし、返還義務が生じた場合は事務局から支給者に返還することとする。

第10条 共有代表馬主が競馬主催者から金製品を受領した時はこれを共有者らに通知し、入札の方法によって売却する。またその他の賞品、記念品等を受領した場合は事務局に帰属するものとする。

2 入札の方法、時期、金額については事務局が決定するものとする。

3 応札者がいない場合および最高入札者が入札額を支払わなかった時は、共有代表馬主は金製品を市中にて売却するものとする。

4 共有代表馬主は、売却代金から、賞品の保管その他の事務経費として1つの受賞につき 20,000 円(消費税別)を控除した後、これを商品売却代金とし共有持分に応じて共有者に支払うものとする。

第11条 当会共有馬を外国における競走に出走(以下、海外遠征)させる場合は共有代表馬主が決定するものとし、他の共有者にこの決定を通知する。

2 海外遠征の場合、進上金の取り扱いについては、遠征先の控除率に従うものとするが、当該規定が調教師、騎手、厩務員を対象としない場合は、本邦規定を準用する。さらに、JRA および NAR 交付の褒賞金については、これを進上金の対象とする。また、遠征に際して生じた、検疫・輸送の帯同人件費、登録料、海上保険等の経費について、共有者は遠征馬の競走成績に係わりなく、これを共有持分に応じて負担するものとする。

3 NAR 所属の共有馬を、JRA の指定もしくは特別指定交流競走に出走させる場合、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。この場合において、JRA の馬主登録のない当該馬の共有者については、当該年度の 12 月末まで有効となる期間限定の特別処置による JRA の馬主登録を取得するものとし、登録免許税 9 万円等必要額を、各自事務局の案内に従って納めるものとする。

第12条 当会共有馬が GⅢ・JpnⅢ以上の重賞競走(海外における競走を含む)に優勝した場合、共有者は一般の馬主慣行に従った祝儀、優勝記念品制作、祝賀会(GⅠ、JpnⅠ重賞競走のみ)等に要する実費を、その賞金の 10% を超えない範囲内にて共有持分に応じて負担するものとする。なお、優勝記念品については厩舎関係者、生産牧場、事務局に贈呈する。

第13条 当会共有馬は、JRA 所属馬につき2歳1月1日より競走馬保険約款に基づく競走馬保険（死亡保険）に加入させるものとする（1年毎に保険料を徴収し、更新手続きを行う）。共有代表馬主は、共有馬につき保険事故が発生した場合、競走馬保険約款に基づき保険会社へ保険金の支払い請求手続きを行う。

2 平地競走馬については、2歳時の1月1日より1年間は、その共有持分購入代金の100%、3歳時の1月1日より1年間は70%、それ以降は毎年50%を、それぞれ保険加入額とする。ただし、GⅢ・JpnⅢ以上の平地重賞競走に優勝した場合には、その馬齢にかかわらず、速やかにその加入額を共有持分購入代金の100%に変更する。また障害馬については、その馬齢及び共有持分購入代金の額にかかわらず一律200万円をもって保険加入額とする。

3 当会共有者は、毎年12月10日までに、翌年度分（翌1月1日から1年分）の保険料を共有持分に応じて支払う。また、前項記載の事由により保険加入額が保険期間中に変更となる場合は、所定の手続に従い保険料の不足額を納入する。競走馬保険約款に基づき給付を受けた保険金は、その全額が共有持分に応じて共有者に支払われる。

4 当会共有馬につき不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもって損害全てに対する補填とし、共有者は共有代表馬主および関係者に対し何ら請求しないものとする。

第14条 当会共有馬のうち引退した牡馬が売却可能な場合には、その売却を共有代表馬主に委託するものとし、この売却代金は全額、共有持分に応じて共有者に支払われる。但し、当該牡馬が引退後、種牡馬となる場合には、共有代表馬主はその売却代金の60%相当額を共有者に対し、その共有持分に応じて配分するものとする。

2 当会共有馬のうち、牝馬の引退時期は6歳3月を最終限度とする（ただし、共有代表馬主の判断により延長可能）。牝馬が引退する場合には、その競走成績の如何にかかわらず、共有代表馬主は当会に対する意思表示により本馬の共有持分所有権を代金の10%の価額で買い戻すことができる。

3 当会共有馬が競走馬として登録を抹消された時は、本条第1項と第2項の手続きが全て完了した時点で本オーナーズ会も当然消滅する。

第15条 当会共有者が飼養費など共有持分に応じた負担額の納入期日から3ヶ月以上納入義務を履行しない時、及び馬主登録を抹消された場合には、その共有者は本馬の共有持分所有権を共有代表馬主に対し無償で譲渡したものとする。

2 共有代表馬主が本条第1項により本馬の共有持分所有権を取得したときは、共有代表馬主はその共有者の義務も継承する。

第16条 当会共有者が共有持分の譲渡を行う場合は事務局に事前の承認を得て、所定の方法に従い行うものとする（名義書換手数料20,000円（消費税別）/一口当たり）。

第17条 当会共有者が納入した、共有持分購入代金、預託料、保険料、月次事務費、運営手数料等は、理由の如何にかかわらず返還されないものとする。仮に共有馬が死亡他の事由により競走能力を喪失し、未出走や未勝利で引退せざるを得ない場合でも、馬代金の返還や代替馬の充当はないものとする。

第18条 当会に関する紛争について訴訟等の裁判手続きを行う場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第19条 本規約は必要に応じて変更されることがあるが、変更となった場合でも、会員が既に共有持分を取得した共有馬については、当該馬が引退するまでの間は従前の規約を適用する。